

権利擁護サポートセンターだより

第5号（市民後見人養成講座修了生と市町村向け）

● 市民後見人養成講座フォローアップ研修について

今年度の開催については、研修会の開催方法などを、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら検討しているところです。前年度末に実施できなかった「意思決定支援 応用編」をはじめ、みなさまからいただいた「フォローアップ研修で受講したい内容」をもとに、内容を検討していきます。みなさんにお会いできることを楽しみにしています。

今回は、市民後見人養成講座修了生である東海村の田尾文義さんの活動状況について、発行している「終活新聞」と併せてご紹介します。



● 県央地域初の市民後見人が誕生しました！！

令和2年3月と令和2年6月に、水戸家庭裁判所へ市民後見人誕生に向けての申立てを行いました。

水戸市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に係る生活支援員、及び法人後見受任事業に係る後見支援員として活動されている、市民後見人養成講座修了生2名の方が、約1年間の活動を通して実務経験を積み、被後見人等と良好な関係性を構築されたため、市民後見人としてバトンタッチをするための手続きを行いました。バトンタッチすることをリレー方式といい、バトンタッチするためには、現在の後見人である水戸市社会福祉協議会が成年後見人の職務を辞任するために「①成年後見人等の辞任許可申立」を行い、併せて市民後見人につなぐための「②成年後見人等の選任の申立」を行うことが必要です。

水戸家庭裁判所から成年後見人等に選任され、茨城県央地域として初めての市民後見人誕生となりました。市民後見人誕生後は、活動をバックアップするために、水戸市社会福祉協議会が水戸家庭裁判所から後見監督人に選任される（「③成年後見監督人の申立」）予定です。市民後見活動が地域の福祉活動に定着し、住民のみなさまから信頼されるようサポートしてまいります。

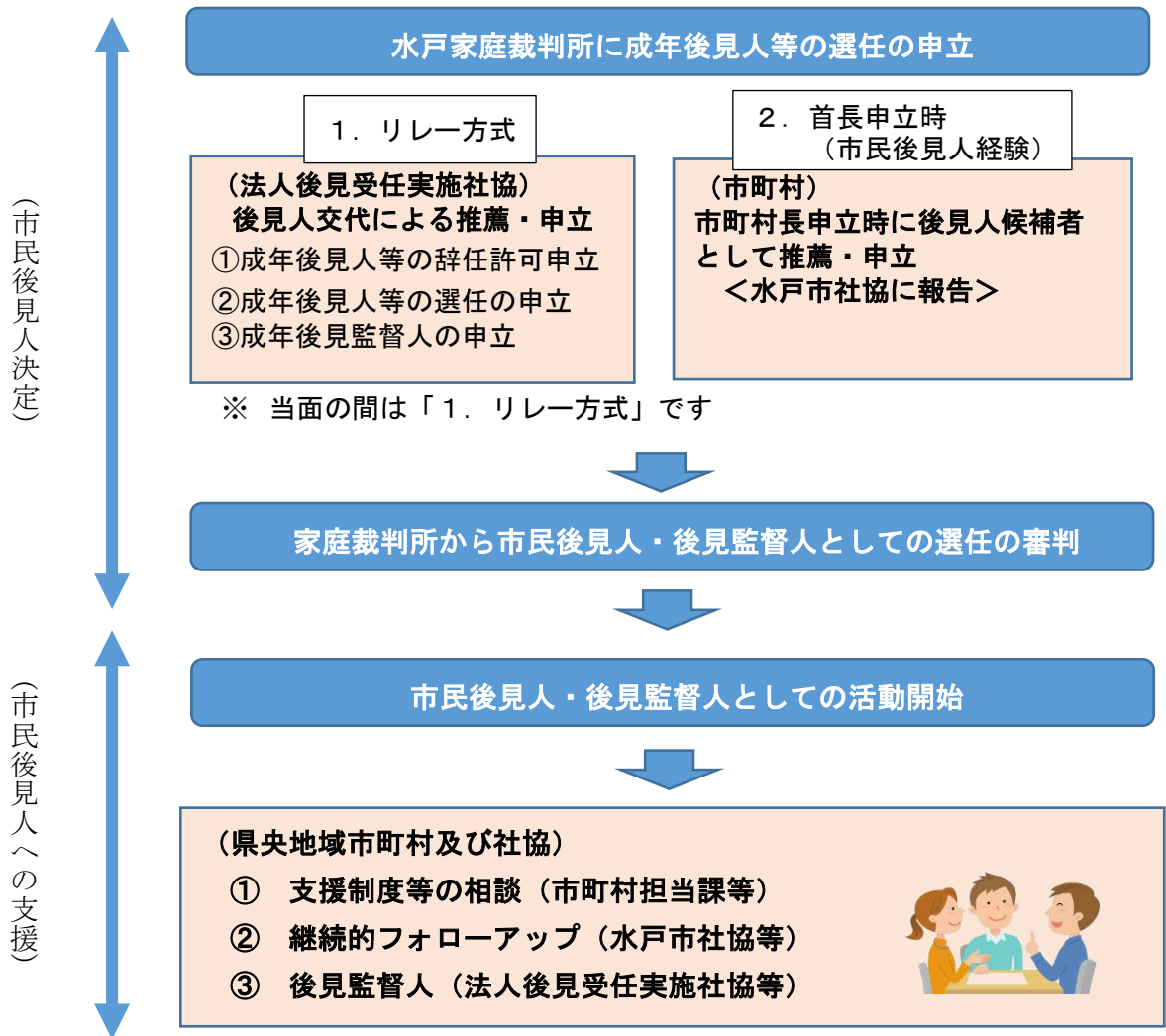
選任後の活動について 身上監護を主とした支援が期待されています。

- ご本人の生活状況に変化がないか、定期的に自宅や入所施設等を訪問する。
- ご本人に必要な生活費や施設利用料等を入出金するため、ご本人に代わり金融機関へ行く。
- ご本人の状況や福祉サービス事業者との話し合いから、福祉サービス等の利用契約を締結、または福祉サービスの利用契約を変更する。
- 家庭裁判所へ報告するため、財産目録や収支状況報告書を作成する。

みんなで連携して取り組んでいきましょう



市民後見人誕生のながれ



(市民後見人決定)

(市民後見人への支援)

● 法人後見受任状況 (県央地域定住自立圏域内) 令和2年5月31日現在

・受任件数 24 件 (水戸市社協 15 件, ひたちなか市社協 2 件, 東海村社協 7 件)

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	11		1	12
	笠間市	1			1
	小美玉市	1			1
	城里町	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	2			2
東海村社協	東海村	4	3		7
合計		20	3	1	24

市民後見人養成講座修了生 INTERVIEW



Q 終活新聞を発行され、情報を発信されています。今までに特集されたテーマを教えてください。

田尾 2017年の秋頃から勉強会を開催するたびに「終活新聞」を発行して、主に特別養護老人ホーム（以下特養）や介護老人保健施設（以下老健）の関係者に配っておりま。一番多いテーマは「エンディングノート」の書き方でした。次が「相続と遺言の基礎的なお話」です。「空き家問題とお墓の仕舞い方」「成年後見と家族信託」についてお話したこともありま。エンディングノートに関しては、人の生き方まで含めたものになるので、人生の先輩たちを前に面談（おもはゆい）思いをしたこともありま。

相続と遺言に関しては、高齢者の方のニーズが高いと思いま。自分のこととして切実な思もあると思われま。

Q エンディングノートや成年後見制度に関する学習会を開催されていますが、学習会に参加された方の感想はいかがですか？

田尾 エンディングノートの書き方に関しては、ノートのフォーマットを希望される方が多くいらしま。その際は、学習会を開いた施設（特養など）がフォーマットを「コピーして希望者に配布してあります。高齢者の方々のニーズが高いのは、相続や遺言に関する具体的な知識です。」「相続と遺言」をテーマに勉強会を開催した際には、質問や問い合わせが多感に感じま。

Q 現在、地域の方からどのような相談を多く受けていますか？

田尾 東海村社会福祉協議会が毎月定期的に行政書士相談会を開催してあります。私は行政書士会から派遣される立場で「相談にに応じてあります。相談内容は、相続とそれに関連したトラブル、遺言、金銭トラブルなどが多いま。

人口減少により不動産のニーズは先細りになります。相続した不動産は、放置せずできただけ流通させては如何でしょうか、と提案してあります。

Q 現在の活動を通して、課題はありますか？また、今後、新たに取り組みたい活動はありますか？

田尾 日本の人口動態を見ると、昨年の出生数は90万人を下回りました。一方、亡くなった方は約140万人です。日本の人口は毎年50万人以上減っていきま。管理する人いない空き家・土地やお墓、相続に関する争いごと、亡くなった後も引き取る人いない「おひとり様」とその財産。2025年以降このような事例がいたるところで起きて顕在化すると思いま。「死を全うする」と「述べましたが、つまりは生きている間に後顧（こうご）の憂いをなくしまじょう」ということ。そのため「自身の死後を見据えた遺言であったり、土地やお墓の処分であったり、死後のことを託す契約であったり・・・これらの具体的な方法や手続きを、各種勉強会を開催することで、たくさんの方々に広く知っていただきたいと考えてあります。そのため、いろいろな方々との繋がりを広げていきたいと思いま。

また、水戸市と東海村の地域包括支援センターから、利用者の相続、成年後見の相談を受けることもあります。

日常生活自立支援事業では、行政書士の経験や知識がお役に立つこともあると思いま。

Q 社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動はいかがですか？

田尾 生活支援員の活動を始めてから約1年半経ちました。担当をしている方は2名で知的障害者の方が1名、精神障害者の方が1名です。最初は戸惑いもありました。生活の質が向上しないこと（部屋の整理整頓などですが）が気になりました。最近では、これ以上状況が悪化しなければよいのかな、とも考え始めてあります。

良かったこともありま。知的障害者の方は、身体障害者手帳1級でもあります。生活保護も受給してあります。この方はいわゆる「おひとり様」です。亡くなった場合、近親者がいなければ、「行旅死亡人」として、行政は火葬のみを行い、葬儀もなく無縁墓に入ることになりま。

インタビュー終えて



田尾さんの「死を全うすることを考えさせられたことでした」という言葉が印象的でした。

日々の支援のなかで、「施設に入所したあとの自宅をどうするか」、「葬儀やお墓をどうするか」、「誰に相続するか」など、確認が取れないまま、利用者の方の病状が進行してしまったことがありま。

遺言書等があれば、もしもの時でも対応に苦慮することがなくなるかもしれま。ただし、ご本人に直接、遺言書を書いてみませんかとは言い出し難いものです。

エンディングノートであれば、遺言書よりハードルは低く、どの世代にも聞きやすいテーマであり、取組み易いツールであると感じま。

田尾さんの活動を通して、地域のニーズに応じた情報を発信することで、地域の中で情報を共有し、困ることが解消され、課題が解決される仕組みができてくるのだと思いま。今回は、貴重なお話を聞かせていただきありがとうございました。今後の活躍をお祈りしていきま。

権利擁護サポートセンター 大津 祐子



Q 田尾さんは空き家相談士の資格をお持ちでいらっしゃいますか、空き家に関する相談を受けることがありますか？

田尾 「空き家相談士」は民間の資格です。資格取得講座に参加しましたが、不動産関係の方が多かったと記憶してあります。

行政書士として相続に関する依頼を受けることが少なからずあります。私が関係したこれらの依頼には、ほぼ、土地や建物の相続後の売却の相談も受けることになりま。

その度に知し合いの不動産会社数社に、売却の依頼をすることになりま。相続税、固定資産税、不動産譲渡取得税、税の優遇措置、登記に関するあれこれ等の相談もお受けしております。空き家は全国に約8500万戸、所有者不明の土地は全面積を合すると、九州ほどの広さとなっております。少子高齢化や

終活新聞

支援者高齢者第一、地域の方を集めて 水戸市南部第一高齢者支援センターにおいて、地域の方々を集めて 「相続と遺言について」と題して講演会が開催されました。

相続が争族になる理由

水戸市南部第一高齢者支援センター（小林真理センター長）主催、今から始める終活講座の第2回目「相続と遺言について」の講演会を九月三〇日に行いました。

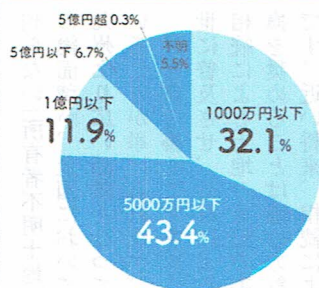
当日は募集人員三〇名のところ五〇名近い応募があり、この問題の関心がいかに高いかを示すものと思われまます。平均年齢は七〇歳前後の方々がお集まりになりました。この年代の方々、親が亡くなる世代であり、自分や家族の今後について思い悩むことの多い世代でもあります。私は行政書士として近頃



相続の相談が増えてきていると実感しております。それはとりもなおさず亡くなる方が増えてきている証左でもあると思います。

資産の額が少ないほど相続で揉めやすい

下記のグラフは平成二九年の最高裁の司法統計による遺産分割事件の、相続で争うケースの金額別の内訳です。一般的に相続税が掛からない五千万円以下のケースが全体の七五%、一千万円以下のケースが全体の三二%を占めており、驚くほど高額とは言えない



相続財産で親族が争うケースが非常に多いのです。原因としては分割することが難しい土地や建物などの不動産が相続財産の多くの部分を占めていることが挙げられると思います。「オレが死んでも相続争いをするほどの財産があるわけではないし、子供達も仲が良いので争う心配はない」と考えているお父さんの家の実額はかなり危ないのです。高額の資産がある家は相続税を少なくするために相続人同士が協力することになります。それが、住んでいる土地と家、それと一千万円前後の預貯金、このような家に「争族」は発生しやすいのです。

相続の基礎

スケジュール

相続にも決められたスケジュールがあります。期限内に決められた手続きを行わないと面倒なことになったり、不利益を被ることにあります。

- ① 死亡届一七日以内
- ② 遺言書の確認一遅滞なく
- ③ 相続の放棄一三か月以内
- ④ 死亡した人の所得税の申告一四か月以内
- ⑤ 相続税の申告と納付一十か月以内
- ⑥ 遺留分減殺請求の時効一一年間
- ⑦ 死亡保険金の請求期間一原則三年以内

相続の対象となる財産
金銭、動産、不動産、借地・借家権、有価証券、知的財産権、損害賠償請求権等。一身専属権（生活保護受給権、年金受給権等）は相続財産の対象とはなりません。

相続順位

相続には順位があります。第一順位は子（又は孫、ひ孫）です。第二順位は父母（又は祖父母）等の直系尊属です。第三順位は兄弟姉妹（又はその子）となります。順位が上の者がいる

場合は下位の順位の者は相続人になることはできません。又、配偶者は常に相続人となります。

相続手続き

- ① 単純承認
- ② 限定承認
- ③ 単独承認
- ④ 単独承認
- ⑤ 単独承認

相続の方法

相続は次に述べる三つの方法によります。
法定相続一遺言書がない場合の原則的な相続方法です。法定相続の割合は配偶者と子の場合は2分の1ずつ、配偶者と義理の親の場合は3分の2と3分の1、配偶者と義理の兄弟姉妹の場合は4分の3と4分の1となります。

遺言による相続

遺言による相続一遺言による相続は法定による相続に優先します。遺言により相続人以外の者にも財産を分け与えることができますが、遺留分を侵害することはできません。遺留分とは一定の相続人

に必ず残しておくべき一定の財産のことです。配偶者や子の場合は法定相続分の2分の1、父母等の直系尊属の場合は法定相続分の3分の1です。相続人が兄弟姉妹の場合は遺留分はありません。又遺留分減殺請求は相続の開始を知った時から一年間行使しないと時効により消滅します。

遺産分割協議による相続一不動産や動産を等分に分けることは実際には難しいため、遺産分割協議による相続方法が一般的です。遺産分割協議の前に相続人の確定、相続財産の目録作成の作業が必要となります。

誰が相続人となるかについては亡くなった方の戸籍を出生まで遡る必要があります。例えば以前の結婚で子がいた、認知した子がいた、このようなことは戸籍を調べなければ判明しません。又相続財産についても、複数の金融機関に預貯金を分散していることはごく普通のことですし、住所地の他に、遠隔地に不動産を所有していることがあっても不思議ではありません。遺産分割協議はこのような事実や法的な裏付けが必要となるため、行政書士等の専門職に依頼するケースが一般的となっております。

トラブルを避ける遺言書

相続トラブルで一番多いのは「遺産分割」です。どの財産を、誰が、どのくらい受け継ぐのか、このことで揉めます。なぜこのようになってしまうのかは、第一面の冒頭に書いた通りです。そこで遺言書の基礎的な説明を行いました。遺言の三大原則が左の表です。

遺言の活用と手続

1. 遺言は15歳になれば誰でも自由にできる
2. 遺言書の無い遺言は法的に無効
ビデオの録音などは無効 法律で規定された書式に則って書かれていなければ無効となる
3. 遺言は何時でも自由に撤回できる
遺言はその遺言者が死亡したときから効力が発生する遺言を書いた時ではない つまり生きている間はいつでも自由に遺言内容を撤回することができる

右の説明以外に、遺言によっているいろいろなことが可能となります。

- ① 相続人以外の人に遺贈すること
- ② 相続人を相続人とは認めないこと
- ③ 遺産分割を最長五年間禁止すること
- ④ 家庭の外に設けた子を認知すること
- ⑤ 葬儀の主催者や墓守を誰にするか指名すること等です。

遺言書の種類

左の表は遺言書の種類の説明となっております。特筆すべきは、来年二〇二〇年七月から法務局による自筆証書遺言の保管サービスが開始されることです。何故このようなサービスを開始するのか？現状何代も前の相続により、誰のものか

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者が、遺言の全文・日付・氏名を必ず自署し、押印する方法（パソコン、代筆は不可）	証人2人立会いのもと、公証役場にて公証人が遺言者の意思を文書にして作成する方法
印鑑	認印でも可（実印のほうがよい）	遺言者は実印 証人は認印
遺言書の保管	遺言者が保管（2020年7月から法務局で保管する制度を開始する予定）	原本は公証役場で保管 遺言者には正本が交付される
家庭裁判所の検認	必要（ただし、2020年7月開始の法務局の保管制度を利用する場合は不要）	不要
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成は容易だが、紛失の恐れあり ・ 相続人による廃棄・隠匿・改ざんの恐れあり ・ 相続発生時に見つからない恐れあり ・ 要件不備による無効、内容のあいまいさによって紛争のおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変造・紛失の恐れがない ・ 無効となる恐れがない（専門職の公証人が作成するため） ・ ただし、費用が発生する

判らない「所有者不明土地」の総面積が、全国において九州より広い面積となっていることが挙げられます。

遺言書を書くことを広く世に普及させ、それにより相続による土地の登記の書換を奨めることは国の方針です。近い将来、相続による土地の登記の書換は法律

により義務付けられることになりそうです。争族を防ぐ

相続によるトラブルを防ぐために法務局による自筆証書遺言の保管サービスを利用しない手はありません。ここは賢く利用させてもらいましょう。相続財産は決して多くないと考えているお父さんお母さんも、今一度立ち止まって考えてみてください。自分亡き後、子供たちが争うことがないと断言できますか？

残された妻のための遺言書 相続によるトラブルがまたある中で、これだけはお伝えしたいと思う事例があります。それは子供のいない夫婦の夫が亡くなった場合です。残された妻に、夫の兄弟から相続財産の請求が来る場合があります。これは正当な要求であり、妻はこれを拒むことができ

ません。妻は自分たちが住んでいた土地と家を売却して相続分を兄弟に支払った事例がたくさんあります。夫が亡くなり家まで失ってしまいう、極めて理不尽な事例です。これを防ぐために非常に有効なのは遺言を残すことです。下記はその文例です。非常に簡単な遺言ではあ

遺言書

遺言者 次城太郎は次の通り遺言する。
妻 次城花子に全ての財産を相続させる。
令和1年12月20日
茨城県水戸市千波町1234番地
遺言者 次城太郎 印

おひとり様の遺言書

生涯未婚率（50歳時点一度も結婚したことのない人の割合）は二〇一五年度国勢調査の結果、二〇一四年度で男性23.07%女性14.06%となっており男性の四人に一人、女性の七人に一人は生涯未婚であることがわかりました。今後は生涯未婚で独居高齢者となる方も増えます。又配偶者に先立たれた子供のいない又は子供と疎遠の高齢者の方々

もおります。このような方々がいわゆる「おひとり様」と呼ばれております。

おひとり様が亡くなった場合とても困った事態が生じます。親族がいなかったため、葬儀を執り行うことができないのです。そればかりではありません。死亡届を始めたとする各種届出・支払いがでなくなるのです。残された家財道具などの動産、住んでいた不動産、預貯金等の処分は誰が行うのでしょうか・・・

おひとり様全ての人が孤独というわけではありません。しかし孤独死を迎える方も大勢いらっしゃいます。行政がこの問題に関してどのように関わっていくか大きな課題でもあります。

遺言書を誰かに託すことが問題解決の一助となると強く思われなりません。

相続、遺言に関するご相談を承ります。

電話でのご相談は無料です。

行政書士 田尾文義事務所

Tel 029-212-8817